

令和4年第3回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和4年5月11日(水) 午前10時

2 場 所 図書館本館 視聴覚室

3 出席者

教育委員会	教育長	二見隆久
教育委員会	教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会	委員	高橋松久
教育委員会	委員	森島史枝
教育委員会	委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	野口邦彦
学校教育部次長兼教育総務課長	奥山雄三郎
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊島隆一
教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	松本欣巳
学校給食課長	長谷修
文化財課長	赤澤由美子
中央公民館長	中村浩信
図書館長	鈴木恵一

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 市長からの意見聴取 別紙のとおり
- (4) そ の 他
- (5) 閉 会 宣 言

(別紙)

◎ 市長からの意見聴取

- 議案第34号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算(第1号) <教育委員会関係分>について
- 議案第35号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 工事請負契約の締結について(朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事)

議案第34号

令和4年度（2022年度）朝霞市一般会計補正予算（第1号）  
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた令和4年度（2022年度）朝霞市一般会計補正予算（第1号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和4年5月11日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

令和4年度（2022年度）朝霞市一般会計補正予算（第1号）＜教育委員会関係分＞

○ 歳 出 （款10 教育費） (単位：千円)

項01 教育総務費 目03 教育指導費

＜教育相談事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
備品購入費	0	509	509	・電算機購入費

項02 小学校費 目01 学校管理費

＜小学校コンピュータ整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
備品購入費	0	8,466	8,466	・教材教具購入費

項03 中学校費 目01 学校管理費

＜中学校コンピュータ整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
備品購入費	0	3,428	3,428	・教材教具購入費

項05 社会教育費 目03 文化財保護費

＜指定文化財等保護管理事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
需用費	70	347	417	・施設等修繕料

項05 社会教育費 目05 公民館費

＜施設改修事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
工事請負費	0	7,980	7,980	・トイレ等自動水栓化改修工事

議案第 35 号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長から意見を求められた朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和 4 年 5 月 11 日提出

朝霞市教育委員会教育長 二 見 隆 久

## 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により、朝霞市から朝霞和光資源循環組合（以下この項において「組合」という。）へ派遣された職員のうち、令和3年12月に組合から期末手当を支給された後、組合から朝霞市に帰任し、令和4年6月に朝霞市から期末手当を支給される職員に対し、同年12月に支給する期末手当の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に組合から支給された期末手当の額に、 $127.5\%$ を乗じて得た額（同月1日において朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例（令和2年朝霞和光資源循環組合条例第24号）第3条第2項の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、 $107.5\%$ を乗じて得た額）に相当する額（以下この項において「調整額」という。）を減じて得た額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正理由

本市から朝霞和光資源循環組合へ派遣され、令和3年12月に同組合から期末手当が支給された後、本市に帰任した職員については、同期末手当において、令和3年人事院勧告による減額改定が行われておらず、既に令和3年12月の期末手当で減額改定を行った本市職員との均衡を図る必要があるため

2 改正内容

本市から朝霞和光資源循環組合に派遣され、令和3年12月に同組合から期末手当が支給された後、本市に帰任した職員の令和4年12月に支給する期末手当から、令和3年12月に同組合から支給された期末手当の0.15月分に相当する額を減額するもの

3 施行日

公布の日

(参 考)

本市職員は、以下のとおり令和3年12月期の期末手当を0.15月分引き下げて支給した。

	改定前（12月期）	改定後（12月期）
一般職員（特定管理職員以外）	1. 275月	1. 125月
特定管理職員（6級以上）	1. 075月	0. 925月

※ 朝霞和光資源循環組合の職員は、上記のように引き下げて支給していないため、令和3年12月に同組合から支給された期末手当の0.15月分に相当する額を令和4年12月に支給する期末手当から減額する。

なお、同組合では、令和3年人事院勧告による減額改定を令和4年6月期に実施する予定である。

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和4年12月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により、朝霞市から朝霞和光資源循環組合(以下この項において「組合」という。)へ派遣された職員のうち、令和3年12月に組合から期末手当を支給された後、組合から朝霞市に帰任し、令和4年6月に朝霞市から期末手当を支給される職員に対し、同年12月に支給する期末手当の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に組合から支給された期末手当の額に、127.5分を乗じて得た額(同月1日において朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例(令和2年朝霞和光資源循環組合条例第24号)第3条第2項の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、107.5分の15を乗じて得た額)に相当する額(以下この項において「調整額」という。)を減じて得た額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>



議案第36号

工事請負契約の締結について（朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた工事請負契約の締結（朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事）に同意することについて議決を求める。

令和4年5月11日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

## 工事請負契約の締結について

朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝霞市条例第16号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事                       |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市大字溝沼1043番地の1                           |
| 3 | 請負契約金   | 145,500,000円（税抜）                          |
| 4 | 工 事 概 要 | 朝霞第三中学校体育館等の空調設備等の整備工事                    |
| 5 | 請負契約者   | 埼玉県三郷市早稲田4丁目7番地9<br>株式会社新電気<br>代表取締役 西藤 輝 |
| 6 | 契約の方法   | 一般競争入札                                    |

工事請負契約の締結について

学校教育部教育総務課

1 内容

朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事に当たり、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」の予定価格1億5千万円以上の工事に該当するために本議案を提出するものです。

2 概要

(1) 施設改修工事

朝霞第三中学校体育館等空調設備整備工事

(2) 契約概要

契約金額	145,500,000円(税抜)
契約方法	一般競争入札
入札日	令和4年4月27日
工期	令和4年11月30日まで
相手方	埼玉県三郷市早稲田4丁目7番地9 株式会社新電気 代表取締役 西藤 輝

(3) 予定価格（設計価格）及び落札率

予定価格	161,600,000円(税抜)
設計価格	161,600,000円(税抜)
落札率	90.04%